第99回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成 28 年 7 月 26 日 (火) 9:58~10:45
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用1208特別会議室

3 出席者

西村委員長、北村委員長代理、川﨑委員、清原委員、嶋﨑委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総 務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析 官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官(統計・情報 政策担当)、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、 国土交通省総合政策局情報政策本部長(大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議 官)、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、阿向総務省統計委員会 担当室次長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官(統計基準担 当)、吉牟田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第88号の答申「牛乳乳製品統計調査の変更について」
- (2) 諮問第89号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- (3) 諮問第91号「小売物価統計調査の変更について」
- (4) 諮問第92号「科学技術研究調査の変更について」
- (5) 諮問第93号「作物統計調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) その他

5 議事録

〇西村委員長 それでは、定刻より若干早いですけれども、皆さんお揃いですので、ただ 今から第99回統計委員会を開催いたします。本日は河井委員、西郷委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介 してください。

〇山澤総務省統計委員会担当室長では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確

認させていただきます。

本日は、答申が2件、諮問が3件あります。議事の(1)で「牛乳乳製品統計調査の変更について」の答申、議事の(2)で「農業経営統計調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料は、資料1、資料2ですが、1つにまとめてあります。次に、議事の(3)で「小売物価統計調査の変更について」の諮問、議事の(4)で「科学技術研究調査の変更について」の諮問、議事の(5)で「作物統計調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料はそれぞれ資料3、資料4、資料5になります。その後、議事の(6)の統計委員会専門委員の発令等についてですが、資料6、資料7に沿って本日の諮問を審議するために必要な専門委員の発令についての説明、部会への所属の指名を行います。

私からの説明は以上です。

〇西村委員長 それでは、最初の議事です。産業統計部会において審議されております諮問第88号「牛乳乳製品統計調査の変更」及び諮問第89号「農業経営統計調査の変更」の答申案につきまして、産業統計部会の川崎部会長から御説明をお願いいたします。

〇川崎部会長 それでは、まず牛乳乳製品統計調査の変更について御報告させていただきます。牛乳乳製品統計調査及び農業経営統計調査は4月に諮問されてから4回の部会審議を行い、今日に至っております。7月4日の4回目の部会で答申案を取りまとめたところでございます。これから、まず牛乳乳製品統計調査について御報告させていただきます。

この答申案は資料1で、10ページ弱の資料になっております。一番後ろのクリップを外していただきますと、1枚紙の資料1の参考資料があります。こちらが主なポイントを一覧表に書き出したものですので、こちらに沿って説明させていただきたいと思います。

その前に、全体の答申案の構成ですが、資料1を御覧いただきますと、大きく「1」として本調査計画の変更という事項があります。全体としましては、承認の適否としては、この変更を承認して差し支えないということで、若干の修正を求める部分がありますけれども、それ以外基本的には承認して差し支えないという結論としております。その理由等ということで、(2)以降でずっと後ろの方まで説明が続いております。中身は後ほど申し上げますが、8ページ目のところに、統計委員会の前身であります統計審議会におきまして、この調査に対して答申が行われておりまして、そこで指摘された事項に対しての対応状況について確認をしたということです。以上のとおり、全体としてはこれで承認して差し支えないということですが、その背景といたしまして、主な変更点と、それから、それに対しての部会審議における意見等について要約して御説明させていただきたいと思います。

資料1の参考資料の1枚紙を御覧いただきたいと思いますが、この度のこの調査の計画の変更としましては、ここに掲げたような内容となっております。大きな点は、ホエイパウダーの生産量等の関係の事項の追加、それから脱脂粉乳の在庫量の国産・輸入別の把握の変更ということです。これらはおおむね適当と整理させていただいております。このホエイパウダーというのは、一般消費者には馴染みにくいものですが、いわゆる乳清と呼ばれる、チーズを作るときに出てくる副産物を乾燥させたパウダーということです。最近は

サプリメントなどにも使われているようです。ということで、これについてセーフガード の発動等に関しては必要であるということで、この事項を追加するということで、これは おおむね適当と整理させていただいております。

ただし、この右の「答申案の概要」にゴシックで記載してありますけれども、乳製品市場を取り巻く状況はいろいろ変化しておりますので、若干追加をお願いしております。ここでは、生乳を処理した内訳といたしまして、クリームだけではなくて脱脂濃縮乳、濃縮乳の液状乳製品等、内訳を詳しく把握していただきたいということを指摘しています。それから2点目は、昨今、バターが時々、急に不足するということが起こっておりますが、これにつきまして、在庫量の国産と、輸入の別に把握するということが必要であるということを指摘しております。

これらはそれぞれページで申し上げますと、①の方が、3ページ目のところに調査票の変更の案が示されております。またクリームの関係では5ページ目です。それから、バターの在庫の関係では7ページ目に、それぞれ調査票の変更の内容を示しています。このような形での変更を、調査実施部局にお願いをしたいということです。

それから、続きまして、調査事項に連動しまして、集計事項も変更することとなりますが、これはきちんと集計表が出ております。これは適当であると整理させていただいております。以上が、調査内容の変更に関するところです。

それから、前回の答申に関しての指摘事項の対応を確認したというのが2番です。内容としましては、月別の調査結果を鉱工業生産指数の速報に反映されるように、概数データを提供するということです。これにつきましては、いろいろ工夫をした対応をしていただきまして、この対応で鉱工業生産指数の精度向上に寄与するということで、適当と整理させていただいております。

以上が、牛乳乳製品統計調査の変更についての答申案ということです。

委員長、一旦切りましょうか。別なので、一旦ここで切らせていただいて。

〇西村委員長 そうですか。分かりました。ありがとうございました。それでは、答申案 の御説明についての質問、あるいは御意見等ありますでしょうか。

特になければ、答申案についてお諮りしたいと思います。牛乳乳製品統計調査の変更についての本委員会の答申は、この資料1の案のとおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村委員長 ありがとうございました。それでは、資料1によって、総務大臣に対して 答申いたします。

次いで、資料2の農業経営統計調査の変更についてお願いいたします。

○川崎部会長 今度は資料2の農業経営統計調査の変更についてです。これも先ほどのものとほぼ同じスタイルで、後ろに資料2の参考資料があります。これが2枚紙となっておりますので、こちらを用いまして、内容についてかいつまんで説明させていただきたいと思います。

その前に、全体の答申の構成ですが、資料2の1ページ目のところに、本調査計画の変更というところで概要を記載しておりますが、承認の適否については承認で差し支えない

という結論です。それから、若干の変更等についてお願いしておりますが、それについて は後ほど(2)の理由等のところで御説明をさせていただきます。

この調査は非常に多岐にわたる調査事項を含んでおりますので、答申自体のページ数も多くなっておりますが、22ページ目に今後の課題というものを若干整理させていただいております。これは本調査計画の変更に関しての個々の課題について、まとめて最後に整理したものですので、これも後ほど御説明させていただきたいと思います。

ということで、今度は資料2の参考資料の表で、かいつまんで御説明させていただきたいと思います。まず、農業経営統計調査の変更の内容ですが、この2枚の紙に記載しているだけの変更がありまして、それについての確認をさせていただいております。上から順番に申し上げますが、まず1番、調査対象の範囲の変更についてです。これは調査対象の中に、任意組織経営体というものがこれまでは含まれておりましたが、これを調査対象の範囲から削除するということです。現在のところ、経営体には、個別経営体、任意組織経営体、それから組織法人経営体という区分があります。この任意組織経営体というのがちょうど中間的な位置付けで、現在任意組織経営体を法人化するような方向で動いており、その中で任意組織経営体が減少する傾向にあります。この部分の統計ニーズが低下しているということで、これを削除するということです。ただし、この右側の菱形のゴシックで記載しておりますように、経営の形態が多様化しておりますので、今後調査対象区分の見直しを検討する必要があるのではないかということで、これについては今後の課題として指摘させていただくということにしております。

それから2番目に、報告者の変更についてです。報告者につきましては、母集団名簿情報の変更ということ、それから標本設計の変更ということが出ておりました。これは確認いたしましたところ、適当であると整理させていただいております。

それから、調査事項、3番目ですが、これにつきましては、おおむね適当ではありますが、下に(2)の②他の企業統計との比較に資する調査事項の変更というのがあります。これについては、これ自体は適当なのですが、調査票の記入の項目の順番や配置などが変則的にも見えまして、一般的な損益計算書の項目の並び順に沿って配置するべきだろうという指摘をしております。また、事業従事者数に係る調査事項について、役員及び構成員の定義の明確化の必要性を指摘しております。それから、その下の③の指摘は表現上の問題ですが、言葉として従来は「出身世帯」となっていたのを「出資世帯数」と改めた方が意味を理解しやすいであろうということを指摘しております。

続きまして、それ以降の2ページ目のところ、④、⑤、⑥については特段問題がないということです。

それから、(3)ですが、生産費統計に関する調査の部分です。これにつきましては、 ①の主要指標及び作柄については、おおむね適当であると整理させていただいておりますが、この中でやや細かい部分ですが、調査作物の委託状況別面積という項目があります。 これについては、委託の相手が個人か団体かというのを把握する事項となっておりましたが、報告者負担の軽減という観点から、またニーズの状況も踏まえまして、削除することが適当であるということを指摘しております。 それから、②ですけれども、これもかなりテクニカルなお話ではあるのですが、「米のほ場枚数及び面積」という調査事項のグループがあります。その中に小さく※で記載してある、「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」という事項が新たに加わっております。これを新たに追加するということ自体は結構なのですが、なかなかこれは調査の事項の概念が分かりにくい状況があります。そういう意味で、調査の回答者も結構回答が難しいところもあろうし、また分析の仕方も難しいところもあろうということで、このようなほ場及びほ場の団地の配置については様々なケースが想定されるので、今回の調査結果を精査して、更に必要に応じて見直しをしていただきたいということを指摘させていただいております。

それから、あと③から⑤までは特段問題はないということです。

それから、調査方法につきましても、訪問回数の上限の廃止ということで、これも適当 であるということです。

最後に、5の集計事項、3ページ目ですが、これにつきましても、調査票の新設、廃止等に伴っての変更ですが、特に損益の関係の集計事項につきましては、先ほどの調査事項でも申し上げましたとおり、他の企業統計との比較分析に資するために、一般的な損益計算書に沿った項目の並び順に配慮していただきたいということで、この点を指摘させていただいております。

以上が、詳細についての変更、あるいは、指摘したポイントですが、これらの中から大事なものを、最後の3ページ目の下の枠囲みの記述により、「今後の課題」として指摘させていただいております。1つ目は、後の課題として指摘させていただいております。1つ目は、本調査の母集団情報となる農林業センサスとの整合性、また調査結果の継続性に留意して、調査対象区分の見直しについて検討していただきたいということです。それから2つ目としては、「ほ場間の距離」と「ほ場の団地への平均距離」の調査票について、今後結果を精査した上で、必要に応じて見直しを検討していただきたいということです。以上です。

〇西村委員長 ありがとうございました。それでは、この答申案の御説明についての御質問、あるいは御意見等がありますか。どうぞ。

〇宮川委員 すみません、私、4月の時にお休みしたので。結構だと思うのですが、1つ 質問という形でお願いしたいのですが、先ほど生産費統計に係る変更というところで、

「調査作物の委託状況別面積」について、報告者負担を踏まえ、「委託の相手」を個人・ 団体別に把握する項目削除の必要性を指摘ということで、これは多分、委託が増えている というか、生産委託をしているということだと思うのですけれども、そうすると先ほど見 せていただいた損益項目には委託費というのは計上されているのかどうかというのを チェックしたのですが、特には計上されていないような気もしているのですが、その点、 何か整合性という意味ではいかがでしょうか。

〇川崎部会長 これは私の記憶では、確かに委託費や委託の情報自体は確か入っていると思います。明示的に委託ということで出ているかどうかは分かりませんが、それは費用としては計上されているはずだと思います。

- 〇岩濱農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 農林水産省です。生産費の中でも、 委託をした場合の費用は、賃借料料金として計上しております。
- **〇宮川委員** 分かりました。それで結構です。どうもありがとうございます。
- ○西村委員長 他に何かありますでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「農業経営統計調査の変更について」の 本委員会の答申は、資料2の案のとおりということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

〇西村委員長 どうもありがとうございました。それでは、資料2によって総務大臣に答申いたします。産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

次の議題に移ります。諮問第91号「小売物価統計調査の変更について」につきまして、 総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは、資料3を御覧ください。今般、小売物価統計調査につきまして変更の申請がありましたので、本委員会に意見を求めさせていただくものです。具体的な内容につきましては、資料3の末尾に添付されている、A4横の資料3の参考を御覧ください。

まず、小売物価統計調査の概要ですが、小売物価統計調査は、従来の毎月実施している動向編、従来の小売物価統計調査部分と、平成19年まで5年周期で行われておりました全国物価統計調査を統合・整理しました構造編から構成されております。今回の諮問の対象となる構造編は、隔月ごとに地域別、店舗形態別及び銘柄別に価格を調査する3種類の調査で構成されており、例えば地域別調査は、地方公務員の給与や手当の決定でありますとか、社会保障施策の立案等の基礎資料に、またその他の調査結果も価格分布の分析資料や動向編の品目変更の検討資料などとして活用されているところです。

では、おめくりいただきまして、今回の諮問の経緯ですが、この小売物価統計調査につきましては、2ページ冒頭にありますように、昨年度の品目変更に伴う諮問審議に際しまして、どのような基準で品目の選定がなされているのかという指摘を受けまして、調査実施者から動向編、構造編のそれぞれにつきまして、実際に行っている選定方法を具体化する形での選定基準が委員会審議の場に初めて示されまして、昨年9月の答申の際の補足資料としても添付されているところです。今回の諮問で追記を行いたいとしている説明につきましては、品目選定の詳細な作業手順とも言えるもので、選定基準も、この説明と一体的に運用されて初めて効果が得られるものと考えております。このため、昨年度の諮問審議におきましても、選定基準に合わせまして、説明についても整理・検討し、答申を得た経緯があります。

その後、調査実施者が前回答申を踏まえた品目選定作業を進める中で、次ページにその品目の構造編の選定基準を示しておりますが、現在の説明では、具体的な作業手順を十分に網羅しているとは言えない事態が明らかになりまして、品目選定を一層客観的かつ適切に行うために、今回の変更申請に至ったものです。

具体的には、4ページを御覧ください。具体的な部分を説明しますと、例えば一番下の

店舗形態価格別調査における現行の説明では、価格差が大きい順に品目を選定するとのみ 記述されておりますが、実際の変更作業では、一般小売店と量販店等での比較可能性を見 きわめた上で、例えば調理食品という中分類には、コロッケ、から揚げ等の価格差の大き い品目が集中することから、中分類ごとに価格差の大きい品目を選定するという実情があ ります。

申し訳ありませんが2ページにお戻りいただきまして、これらの変更については、審査を担当する立場からも、基準の明確化、利用者への情報提供という観点から必要な措置と考えているものの、部会、委員会の議論を経て定められました選定基準と一体性をなす説明を、委員会の確認も経ずに変更することが適当だろうかということで、部会長、委員長とも御相談し、今回の諮問に至ったものです。今回の審議におきましては、この説明の変更内容を御確認いただき、さらなる充実の余地等がないかも含めて御検討いただければと考えているところです。なお、今回の諮問審議におきましては、前回答申から1年に満たず、品目選定作業に業務を集中的に実施しているところですが、前回答申におけます今後の課題や、部会長メモへの対応スタンス等についても確認していただくことを想定しているところです。私からの説明は以上です。

〇西村委員長 ありがとうございました。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の質問、あるいは御意見はありますでしょうか。

一般的なことですけれども、時々こういうことが起こりますので、適宜修正をしなきゃいけないのですが、それも完全に事務的にやるというよりは、やはりきちんとこのようなところで審議してから、それで決定するというやり方をきちんと踏まえる必要があるということで、こういう形にしたということであります。

特に御意見がないようでしたら、本件につきましてはサービス統計・企業統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に報告いただくことといたします。サービス統計・企業統計部会での検討をよろしくお願いいたします。

次の議題に移ります。次は、諮問第92号「科学技術研究調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官から御説明をお願いいたします。

〇内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、科学技術研究調査の諮問について御説明いたします。資料4をお手元に御準備いただければと思います。

1枚目、資料4と記載しております諮問文にありますとおり、今般、総務大臣から科学技術研究調査の変更について申請がありました。そこで、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の皆様に御意見をお聞きするというものです。具体的な説明につきましては、先ほどの小売物価統計調査と同様、参考資料ということで一番下に横資料を付けておりますので、そちらで御説明をいたします。よろしいでしょうか。

まず、科学技術研究調査の概要ということで、1ページを御覧いただければと思います。 この調査は、科学技術に関する研究費や研究者の数などの実態を調査する基幹統計調査と して、総務省統計局が昭和28年から実施しているものです。調査対象といたしましては、 企業、非営利団体・公的機関、大学等といったものを対象にしておりまして、4種類の調 査票があるという状況です。また、調査対象者の抽出ですけれども、企業につきましては、 大規模なものなどは全数把握、そのほかは無作為抽出で、それ以外の機関は全数として行 われています。

調査事項につきましては、資料右上に記載しております。列記しておりますが、大まかに申し上げると、冒頭に申し上げたとおり、研究者の数と研究費の額を把握するものとなっています。調査の時期は、毎年5月から7月にかけて行われるというもので、民間事業者を介した郵送又はオンラインとして行われています。以上が、調査の概要です。

続きまして、2ページの結果の利活用のところを御覧ください。この調査の利活用ですが、(1)にありますとおり、科学技術基本計画における政策目標の指標として用いられることはもとより、男女共同参画基本計画におきましても、女性研究者の環境整備といった状況の把握が求められておりまして、本調査のデータが用いられているという状況です。このほか、国民経済計算の基礎資料、あるいは国際比較資料としての提供といった形で用いられているものです。

続きまして、では、今回審議していただく内容は何かということですけれども、3ページを御覧いただければと思います。今回申請された内容、大きくは2点、調査事項の変更と集計事項の変更です。集計事項の変更につきましても、調査事項の変更に連動するものが多くありますので、専ら調査事項の変更と御理解いただければと考えております。調査事項の変更のところ、(1)から(5)まで記載しておりますが、これも幾つかに区分できます。(1)と(2)、これは研究者のより詳細なデータ把握をするための追加。

(3) はフラスカチ・マニュアルと申しまして、研究開発関係のデータ収集に関する国際的なマニュアルですが、それに沿った定義の変更。そして(4)と(5)につきましては、研究費の把握区分の見直しといったものに関するものです。

これらの変更理由といたしましては、利活用のところでも触れました、科学技術基本計画の進捗確認の必要性、あるいは繰り返しになりますが、フラスカチ・マニュアルへの対応といったものが主なものですので、今回の変更により、政策指標としての利活用の向上はもとより、国際比較性の向上といったところが期待されるのではないかと考えております。

それでは、最後に4ページ目のところで、今回審議をしていただくに当たっての論点をまとめております。4ページの1のところは言うまでもありませんが、今回の変更についての妥当性の確認。それから、大きく2番といたしまして、前回答申時において、2点今後の課題として付されております。1つ目は、前回、平成25年の答申でしたが、この時はフラスカチ・マニュアル、それから科学技術基本計画が近々改定される見込みという時期でしたので、これらの改定を踏まえた見直しをということで課題がついています。また、2つ目ですけれども、本調査において研究者の採用・転入、あるいは転出の数ということも把握していますけれども、企業や大学において取り扱いが異なるといったことで、研究者の移動に関する実態把握に注意を要するという状況です。そういったこともあり、報告負担に考慮しながら、調査事項のさらなる整合性の検討ということが課題として付されています。これら2点につきましても、確認、審議をお願いしたいと考えています。

最後、3番目ですけれども、調査の利活用のところでも触れましたが、本調査は国民経済計算の推計でも活用されているところです。近々予定されています国民経済計算の基準改定では、研究開発、つまりR&Dの扱いも変わるということになっていますので、その関係での支障はないかということも、念のため確認をしたいということを考えております。以上が、今回お願いいたします審議の概要ということになります。よろしくお願いいたします。

- **〇西村委員長** ありがとうございました。御意見ありますでしょうか。どうぞ。
- ○清原委員 御説明ありがとうございます。三鷹市長の清原です。現在研究者ではないのですが、今回の主な検討内容のことについて、1点質問させていただきます。この概要の3ページに、調査事項の変更におきまして、新規採用者数の内数として、自然科学部門の専攻別の数を追加とあります。また、本日お配りいただきました、平成29年の科学技術研究調査の調査票を参考に拝見しますと、自然科学部門については大変詳細に分類分けできているのですが、人文・社会科学部門というのは一括りになっております。

私、かねていわゆる人文・社会科学部門の研究者でしたので、幅広い分野での研究者がいるということを承知しておりまして、今回のこの科学技術といった場合には、理学、工学、農学、保健というふうに自然科学はかなり詳細に分けているようですし、工学でも土木とか材料とか分けているのですが、人文・社会科学部門はこの一括りで大丈夫でしょうか。いわゆる文理融合といいましょうか、情報通信の分野でも、技術分野の研究者だけではなくて、情報、通信、政策とか心理学とか、そういう方たちもいるぐらいなので、自然科学だけを細かくされた趣旨というか、それを教えていただければと思います。特にこれから国際経済の分野等が深刻になってまいりますと、経済学とか、西村委員長も御専攻だと思うのですが、分けた方がよいのではと思ったものですから。以上、そういう質問です。よろしくお願いします。

- ○西村委員長 では、説明をお願いいたします。
- ○高田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘のように、自然科学については今回、詳細に分類いたしましてとろうということで考えておりますけれども、これは先ほど政策 統括官室から御説明差し上げたように、科学技術基本計画で、特に女性が自然科学分野に どれぐらい活躍できるか、いわゆるリケジョについては政府として力を入れていますので、その観点から是非把握が必要だということで、今回入れさせていただいたものです。人文・社会、決してそれを否定するものでもありませんけれども、そういう科学技術基本計画で求められているようなことが正直言ってありませんので、今回の改定には入れていないところですけれども、そういう観点も含めまして、当然部会でいろいろ御審議いただくものと考えています。以上です。
- ○清原委員 調査の目的に整合性をもって、このような変更をされるという背景は分かりました。ただ、せっかく調査をされるのですから、主たる目的であります科学技術基本計画及び男女共同参画基本計画以外に、こうした調査の項目1つで、国民全体が何を重視しているのかということを認識する傾向がないわけではありません。国が科学技術といった場合、あるいは男女共同参画基本計画といった場合に、どうしても自然科学系を相対的に

重視することが、今求められていると思いつつ、バランスというのも今後部会で御検討い ただければと期待します。以上です。ありがとうございました。

〇内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 若干補足させていただいて よろしいでしょうか。ありがとうございます。

人文・社会科学、いわゆる自然科学以外にも詳細にとるべきではないかという御意見ありがとうございます。経済統計課長からも説明がありましたけれども、私からは2点補足をいたします。今回話題になっておりますのは新規採用ですけれども、今、何人ぐらいいらっしゃるかというストックにつきましては、現行の調査票の中でも既に、調査票により、文学、史学、哲学、あるいは法律、商学という形で詳細な区分で把握をしているところで、人文科学あるいは社会科学について全く詳細な把握をしていないというわけではないので、その点は御理解いただければと思います。

それからもう1点、今回どうして新規採用について自然科学に特化したかということですけれども、説明にもありましたが、今回の第5期科学技術基本計画の中で、自然科学について特に殊更に記述がありまして、自然科学については分野別にパーセンテージも含めて記載されていたかと思います。新規採用について人文・社会科学分野も細かく取ればよいではないかという御意見もあろうかと思いますが、そこが最終的には報告者負担ということと、実際の基本計画でどこまで具体的に政策目標として求められているかというところとの兼ね合いかというふうに思います。以上です。

〇清原委員 ただ今の御説明で、よりよく理解できました。ありがとうございます。

○西村委員長 この点は、人文・社会科学の人間として重要な点でありまして、実は色々な科学技術基本計画そのものが実態からどんどん遅れていってしまっているようにみえます。そういう点から考えれば、統計委員会としては、統計を後追いで常に追っていってよいのかという問題が、実はこの問題の裏にあります。例えば、データサイエンスで言えば文理は完全に融合されていますし、それから、例えばディープラーニングの話にしても、応用そのものは人文系に非常に近い形のところで起きていますから、今どきナチュラルサイエンスだけを見ていればよいという考え方そのものが、ある意味間違っているわけです。ただ今の時点で載せたほうがよいか、私は判断しかねます。

そういうことから考えれば、もちろん諮問されたものに対して回答するということでは ありますけれども、逆にそれを超えた審議をやはりお願いして、必要ならば今後の検討す べき事項という形で、積極的に提言していただくということが重要ではないかと思います。 当然のことですが、ユーザーサイドの重要性ということは、統計委員会で明確にしていま すから、そういうことについて、つぶされるということはないはずですので、そういう形 で想定していただきたいと思います。

それからもう1点は、フラスカチ・マニュアルもそうなのです、科学技術計画もそうなのですが、要は作ったものがもう既に古いということになっていますから、そういうことから考えれば、いわばこういうものに則りながら、かつこれと整合的にしながら、しかしそれに加えて何らかのもの、もしくは修正をしていくというような形で積極的に我々が統計をきちんと作っていくという形でやるという対応が必要だと思います。

従いまして、統計委員会の存在価値、それから統計委員会の姿勢そのものも、やはり時代に合わせて変わっていくということが前の統計委員会の年度で最終的に決まったことだと考えておりますので、その点も含めて、本件はサービス統計・企業統計部会に付託して、詳細に同部会で審議いただくこととしますけれども、この点についてもよろしく御審議お願いしたいと思います。

それでは、永瀬さん。

○永瀬委員 今般、男女共同参画という視点で統計をとってくださるということで大変ありがたく思っているのですけれども、今の西村委員長のお話に賛同いたしますとともに、ここで新たな項目として、任期なし研究者というのが出ていますけれども、ここに関しては、男女別統計になっておりません。○ECDの資料で見ましても、日本の女性研究者割合は特に低く、そして教授割合は特に低く、実は韓国よりも低いというのが出ております。任期付き研究者の拡大というのは、今非常に大きな問題になっておりますので、できればこちらも男女別統計等を検討いただけると、より有難い。もちろんこれも部会で、そういった男女別という視点を是非よろしく検討をお願いしたいということです。

〇西村委員長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ありますでしょうか。

特にないようでしたら、今、私の意見、それから清原委員、永瀬委員の意見を含めて、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきまして、その結果について本委員会に御報告いただきたいと思います。それでは、サービス統計・企業統計部会での検討をよろしくお願いいたします。

次に、諮問第93号「作物統計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室 から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官付調査官 総務省政策統括官室です。今般、農林水産大臣から作物統計調査の変更につきまして申請がありましたことから、その承認の適否を判断するに当たりまして、統計法の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものです。

それでは、諮問の概要について御説明いたします。恐れ入ります、資料5という束がありまして、クリップを外していただきますと、その一番下にA4サイズ横長で、資料5の参考というものがあります。これに沿って御説明いたします。

まず、1ページの作物統計調査の概要についてです。調査の目的ですけれども、耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としております。

調査の沿革につきましては、昭和22年に開始されて以降、累次の改正を重ねて現在に至っております。調査範囲や調査票及び調査事項などにつきましては、その下の2ページの作物統計調査等の体系により御説明いたします。

作物統計調査は、面積調査、作況調査、被害調査の3調査から構成されております。面積調査では、農業の生産基盤となる耕地や農作物の作付けの実態を明らかにするため、田畑別耕地面積や作物の種類別作付面積などを調査いたします。また、作況調査では、農作物の作柄の状況を明らかにするため、水稲の作柄状況や予想収穫量などを調査いたします。

更に被害調査では、台風などにより農作物に重大な被害が発生した場合、被害を受けた作物の面積や被害量などを調査いたします。中程の調査の対象及び方法のところですが、基本的には耕地面積や水稲は、地方農政局等の職員、または統計調査員による実測調査を行う一方で、水稲以外の作物は農協等の関係団体や工場に対する郵送調査によって行っております。こうした調査方法によって得られた調査結果につきましては、おおむね調査実施から2、3か月後に公表されております。

次に、作物統計の利活用状況ですが、3ページ、4ページに整理しております。作物に関する基本となる調査ですので、多岐にわたって利用されております。まず3ページですが、主として作況調査のうち、収穫量調査の結果が食料・農業・農村基本計画における主要作物に関する生産努力目標の策定や達成状況の検証の基礎資料として利用されております。

また、4ページですが、面積調査の結果が土地改良長期計画の進捗・達成状況の確認や 検証の基礎資料として利用されております。

続きまして5ページからは、本調査の変更事項について整理しております。まず、調査対象範囲の変更についてです。本調査の対象に、そば、なたねを追加し、これに伴う調査票を新設することです。下の枠のところですけれども、そば及びなたねにつきましては、平成22年に加え、27年の食料・農業・農村基本計画においても生産努力目標が設定されたことを踏まえたものです。

恐れ入りますが、2ページに少しお戻りいただきまして、体系図の下のところを御覧いただければと思います。そば、なたねにつきましては、現在一般統計調査である特定作物統計調査で調査を実施しておりますが、今般の見直しに合わせて本調査、作物統計調査の対象作物として調査を実施することとしております。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。調査時期の変更についてです。統計リソースの効率的な活用や報告者負担の軽減、調査の簡素化・効率化を図る必要があることから、作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物につきまして、47都道府県を対象とする全国調査の実施時期を変更することとしております。また、図の下の※1のところで記載しておりますけれども、全国調査実施以外の年、中間年には作付面積のおおむね8割をカバーする上位都道府県を対象に主産県調査を行いまして、その結果から全国値を推計することとしております。

次に、7ページを御覧願います。調査事項の変更についてです。変更する理由につきましては、先ほどの調査時期の変更と同様ですが、変更内容①といたしまして、麦類の作付面積調査におきまして、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、小麦や二条大麦などにつきましても子実用のみを把握することとしております。

また、変更内容②といたしまして、茶の収穫量調査におきまして、茶種別の把握を廃止 するとともに、茶期別の把握を年間計及び一番茶に変更することとしております。

最後に8ページを御覧願います。前回、平成19年2月の統計審議会の答申におきまして、 今後の課題といたしまして、標本経営体に係る標本設計の検討と調査に係る誤差情報の提 供の2点が指摘されております。これらに対する農林水産省における対応につきましては、 部会で御確認いただくこととしております。なお、本調査は、いわゆる未諮問基幹統計ですので、その重要性や必要性などについても部会で御確認いただくこととしております。 私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- **〇西村委員長** ありがとうございました。本件は、産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見はありますでしょうか。どうぞ。
- **○宮川委員** どうもありがとうございます。少し質問なのですが、6ページに調査時期の変更ということで、様々な農業作物について調査期間を変更されるということですが、これは例えば、関連統計といいますか、農業関係といいますか、例えば産業別の統計を作る産業連関表とか、それからSNAの産業別の統計等、農業関係の統計等の情報提供というかデータ提供に支障はないというようなことで考えてよろしいでしょうか。
- 〇西村委員長 お願いします。
- **○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** 農林水産省です。今回、一部の作物につきまして、毎年全国調査をしているものから、一部の年について主産県調査に変えるものですが、いずれにいたしましても、全国値につきましては毎年公表をするということですので、他の統計への影響はないものと認識しております。
- **○西村委員長** すみません、ちょっと不正確な答弁なので、質問を捕捉します。主産県調査をやった場合、これは推計になります。それから全部調べた場合は全数調査になるので、その違いが出てきて、それが産業連関表なり何なりをやる時の、ある時はきちんと調べていて、ある時は主産県からの膨らましであるというので違いが出てくるので、そこら辺のところはやはり少し考える必要があるので、全く同じということは言えないと思うのですが。
- **○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長** すみません、詳しくは産業統計部会で御議論させていただきたいと思っておりますけれども、私ども、今回主産県調査にした場合に、全国調査とどのぐらい差が出てくるのかということは検証しておりまして、品目によっても多少異なりますけれども、おおむね差は3%以内におさまっております。
- **〇西村委員長** 分かりました。宮川先生、よろしいでしょうか。
- **〇宮川委員** 産業統計部会で御議論いただくということであれば結構だと思います。
- **〇西村委員長** では、その他に何かありますでしょうか。

では、本件につきましては、今の御意見も踏まえまして、産業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくことといたします。川崎部会長、よろしくお願いいたします。

以上、今回は3件の案件が諮問されましたが、このうち作物統計調査の変更についての 諮問に関する審議に御参加いただくために、資料6のとおり専門委員2名の方々が、本日 7月26日付で任命されています。また、統計委員会令第1条第2項の規定により、部会に 属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、資料7のとおり指名させて いただきます。よろしくお願いします。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程等について、事

務局から連絡をお願いします。ごめんなさい、はい。

○宮川委員 先ほどの永瀬先生の御質問で、科学技術研究調査の変更で、いわゆる時限付きの研究者が男女別で記載されていないということをおっしゃって、ただ、永瀬先生は、それは欧米や韓国と比較しても日本の場合、女性の比率が低いということをおっしゃっていたと思うのですが、ということは期限付きの研究者の女性の比率というのは別統計では取れると考えて良いのでしょうか。

○永瀬委員 私の発言が少し分かりにくかったかもしれませんが、そうではありません。研究者に占める女性割合のことです。○ECD統計で見ますと、理系に限らず文系も含めまして、研究者に占める女性割合が4割から5割近い国が女性割合が高い国々であり、かなり多くの国です。日本はそうした中で女性比率が高い順に国を並べていきますと非常に後ろの方です。その数字を私はいますぐに頭から出せるわけではありませんけれども。韓国は女性の管理職割合が日本同様大変低いことで有名な国、管理職割合は確か日本よりやや低いのですけれども、大学教員の女性割合については、日本は韓国に比べてもなおかなり低いということを統計で見まして、その低さを改めて認識したということです。

そういう意味で、男女別統計を取っていただくということは、大変有難いことだと思いますけれども、先ほどの発言の趣旨は、そういうことに視点を入れていただいて、もしも例えば任期付き研究者という新たな項目を設けるとすれば、そこもできれば男女別に統計をとるということを考えていただければ有難いので、部会にそのようなことを御審議いただければと思った次第です。

〇西村委員長 どうぞ。

○白波瀬委員 ありがとうございます。すみません、追加ですが、やはり男女共同参画ということが全面に出る場合には、基礎統計というのは絶対的に必要になりますので、このようなとても基礎になる統計が特定の文言があったから、これについては男女別の表章にするというような考え方自体が、やはり統計を取り扱う者として非常に不自然ですので、もちろん国によっていろいろな職種とか契約の仕方が違いますから、その読み方については注意が必要になると思いますけれども、今般の本当に男女共同参画を推し進めるためにも、実態把握をできるだけする基本統計として、全ての変数が男女別になるような仕組みは、是非早急にお考えいただきたいと思います。以上です。

○西村委員長 はい、分かりました。今言っているのは2つあって、今回の諮問に関する話と、それから全体に係る話と2つありまして、今回の諮問に関しては、当然のことながら部会で御審議いただいて、先ほど言いましたように、統計委員会は必ずしも後追いではなくて、積極的に色々なことを発言していくということからも審議をしていただいて、結果を出していただきたいと思います。それから、全体につきましては、どこか別のところできちんと議論したほうが多分良いかと思いますので、そういう形で収めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、お願いします。

〇山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、8月25日木曜日の10時から、中央合同庁舎、今度は第2号館の8階の第1特別会議室で開催する予定です。詳細につきまして

は、別途御連絡いたします。

- **○西村委員長** 以上をもちまして、第99回の統計委員会を終了いたします。ありがとうご ざいました。
- 〇山澤総務省統計委員会担当室長 なお、この後、約5分後に本会議室にて基本計画部会 を開催いたします。引き続き御出席いただきますようお願いいたします。